

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 5 号

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

相模原市立児童クラブ条例(平成 1 1 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「入会できる」を「入会することができる」に改め、同条第 1 号キ中「カ」を「キ」に改め、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 育児休業をしていること。

第 6 条第 1 項中「月額 5, 3 0 0 円」を「月額 6, 0 0 0 円(8 月分にあつては、月額 9, 0 0 0 円)」に改める。

第 7 条中「場合は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月分以後の児童の健全な育成に必要な費用(以下「育成料」という。)について適用し、同年 3 月分までの育成料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市立児童クラブ条例の規定による相模原市立児童クラブの入会の申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。